論 語義疏の二種の校本をめぐって

じじめに

は

内校本と略称する)である。本稿は、 校訂し刊刻し 抄本論語義疏を底本とし、それを校訂したも 疏を校訂し、 る)であり、もう一つは、武内義雄博士が、文明本論語義 があることを指摘するものである。 いてその性格を論じ、 その一つは、 HIJ 時 代に抄写されて、 校勘記を付して印行した論語義疏 た論語集解義疏 根本遜志 あわせて、 現在に伝わっているいわゆる (字伯修) (以下、 武内校本に校訂上の この二 が足利本論語義疏 根本校正本と略称す 種の校本につ 0) (以下、 に二 種 疑問 武 あ 旧 を

まず最初に、 論語義疏の テキ ス r について概観し ておこ

てい

50

橋 均

高

①室町時代以降に抄写された旧抄本論語義疏と、 私たちの目にすることのできる論語 義疏 は 大別 ② 敦

ない。 町時代に抄写されたもので、それ以前にさかのぼるものは 旧抄本論語義疏は、 煌から発見された敦煌本論語疏 そして、それら旧抄本論語義疏は、その間に多少の 現在約二十点が存在し、その多くは室 (p 3573) とになる。

文字の異同は有るとしても、 になる祖本があって、それから転写された、 形式・内容から見て一つの本 同一系統に属

敦煌本論語疏は残巻で、現存するのは学而、 するテキストであると判断して差支えないであろう。②の 為政、八佾、

八佾篇 はわずかに三 里仁の四篇で、学而篇ではその冒頭部分を欠き、里仁篇で る。 についても、 このため、 章が残るだけである。 それぞれの篇で何故か半数の章を欠い 論語義疏の全体を見ようとすれば、日 しかも、 学而、

本に伝わる旧抄本論語義疏に依らざるを得ないのである。

な異本であるといえるのである。 くれるものであり、 は、 で①の旧抄本論 論 語義疏 え、 0 原本へ 語義疏と大きく 論 この点から敦煌本論語疏は極めて重 遡及する際の有力な手懸りを与えて は 経 異 • 注 ts ってい 疏 の字句、 て、その差異 形式 の

題にしようとするのは、 以上、 語 義疏のテキストについて この内、 ① の 概観 旧 抄 した。 本論語義疏に本 本稿 で 問

づいて作られた校本についてである。

之勤、

疏に本づいて論 足利学校に伝わる 徂 徠門下 の根本遜志(語集解義疏を校訂 旧抄本論 語 義疏、 明和元年 し刊刻するのは、 Į, わゆる足利 七六四] 本論 没 寛延二 語 が 義

年(一七五〇)のことである。

刊刻した論語集解義疏 を志ざすに至った。 助けた根本遜志は、 先に足利学校に お その間 それが刊行された後、 て山 井崑 根本校正本に付されて の事情について 崙 0) Ł 経 孟 論語 は 子 考文の 根 義疏 いる服 本遜志 の校訂 校響 0) な

南郭の皇侃論語義疏新刻序に次のように記されている。

盖無√傳 而 又伯修兵

:則盖邢疏出、而皇疏□還、皇侃論語義疏、

疏廢矣。廢い

以至,

その校訂で

本

即亦海外後世、

又伯修所..寫

想した 華を揚げることになると。 ることを知らしめることが を海外に伝えて、 後に、 本遜志は、 か この書物が 0) ような序 我国が厚固にして文明を重 である。 中国に伝 刊刻した論語集解義疏に できるならば、 えられ、 重視されることを予 伯 修 んずる国 の労苦は 日日 であ

授、之矣。此擧也、余惟 非,獨海以內行 旣弘 4 鎸刻之舉、其可、緩歟。近有..請鎸 焉者、伯修旣再挍以後世恐。復散失、是可、惜也。乃伯修氏之志如、 斯、則 寸有、所、長、兩、立・而並行、非ニ過存」也、"養、旣屬ニ丙科?。皇疏雖、詭、ー*援證復博、正義、旣屬ニ丙科?。皇疏雖、詭、ー*援證復博、 傳,之海外、而俾、知,吾邦厚固、有, 關, 文明、 有氏|哉。……唯是足利之藏、 無。聞焉爾。亦其勢耳。夫邢氏 有」功二於國華一哉。(返点・ 我不」可」保、 送り仮名は、 八所、疏、 今而不帰、 比ぶ諸他 原文 而不ら傳、 0

から ることは、この書物が て、 はあるものの、接証するところは広く、 中国において散佚した論語義疏を、 、これもまた散佚の恐れが 補ないあう。今、 国内に 根本伯修が論語義疏を校訂 広まるば ない わけで 足利 から りでは は K 邢疏 お な U い。 ts て見出した と両者存し 皇疏に詭 し刊刻す それ

を 繋がりを考慮して、 根遜志 義を削除した。 ろう。「一」 記している。その「校正」の要点を記せば、(~) 注疏本の形式に倣って改めた。 足利本論語義疏の各処に竄入し 校正」と記し、刊記にも「根本八右衛門校正」と 書名を、 [三] 疏の字句を改めた。 疏を移した。 論語義疏から論語集解義疏に改めた。 Ξ てい 経 [四] 経・注との る那 注 次のようにな 昺の論 疏の体裁 語正

以下、〔一〕~〔五〕について検討を加える。

のように改めるべきではなかったろう。 ば、この本を、梁書皇偘伝では「論語義十巻」といい、 も論語集解義疏と集解二字を加えるものを見ない 文志、宋史芸文志では 書経籍志では [一] の書名を論語集解義疏と改めたことについ 「論語義疏十巻」、 「論語疏十巻」といって、 旧唐書経籍志、 から、 いずれに 新唐書芸 7 いえ そ 隋

ものである。

らかである。 る際に、 存在するはずはないか 入が見られる。本来、 利本のみならず、すべての旧抄本において邢昺の正義の についていえば、 疏 の字句 このような校訂の方法の是非については今は 7 は、 を自らの意によって改め 5 論語 根本遜志が足利本を底本とし校訂 旧抄本論語義疏に 義疏 削除するのが に、 後の時代の論 ΙE ていることは明 L お いく T 語 は、 IE 一義が 箴 足 寸

年無改於父之道、

可謂孝矣」の集解

「孔安國曰、孝子在喪哀

る。 う。 には、 P 0) 問 而最先者」の持字が以字となっている。これらは 疏に見えない異同が存在するためである。 は 科段」の下に旧抄本には無い矣字が有り、 意をもって改めたと判断するのかといえば、 確 題としないが、 このような個所は、 学而篇冒頭の疏 根本遜志が自らの考えでもって改めた かであろう。 底本である足利本を含めて、すべての旧 それでは、 根本遜志がここに大きな力を注 (図一参照) において、 根本校正本全体にわたって見える どうして根本遜志が疏 P 例を挙げ また 根本校正 のと思わ 抄本 根本校正 而 ٠, がを自 てみよ 論 だこと ずれ 本は 本

よう。 ような疏 であるかのように見えることになる。 K のように疏が経・注下に繋がれている形式 がある。この種の疏は、 体にかかる、章を締めくくるような疏が置かれていること とはどういうことかというと、 かかわるはずの疏が、 四 旧 の経 抄本論語: 集解下から経文下に移すのである。 注との繋がりを考慮 養疏 では、 あたかも章末の集解 章末に置 学而 義疏に かれ 篇の父在観其志章 L 根本 7 てい は、 疏 校正本 の場合、 る 章末にその章全 の位置を移 K ため、 か なは、 カン わる疏 章全体 . О 旧抄本 Ĺ た

(架蔵)

国

注

VE

ろい

7

0)

疏

で

あるが、

或問

日…三

K

D)

かる疏として読まれなけ

n

ば

ならな

この注につい

ての

疏

ではなくて、章全体

に発生的 五学石 1) i G de 子 語 始學人成次矣 綸 也而必故無侃 讅 既為須學別昔 學 解 義 諦先學記科。受 而 定也乃云 疏 而師 第 篇而成玉棒業 卷 次都此不學自以四書琢而學 第 疏 多学政が 悦 學仍既不最而別語 而如遍成先至目。是 深国 第該器者堯中此 者 聚人言曰 附書 H 子助教具群 融 故審典不降凡講總 卓 何 式說名, 大多學 日諦以學聖 學也数不以 志 而一一知下篇分而 第者切道皆首為為 一數故是須末科第 者 男 校 子 IE 也之以明孕相段

志は、

校訂に

際し

て、

疏

0)

性格

の違

1,

に注

に は

章末に置かれているのである。

根

本遜

なくて、

章全体に

7)

あるが

故

つまりこの

疏

りは、

集解に かる疏

つい で

7

0

疏

目

し、「此如後通也」

は孔安国注

の下

に、

或問 聚 邑宰自行 可不改乎、 人君風政之惡、 疏 E 猶若 父在、 詳 事 若父政善、 細 答曰、 K 無關於孝子 見 則家宰自行政、 無所 7 本不論 み 則不改爲可、 改於父之道 る 也 Ł 父政之善惡、 という疏 始 若卿大夫之政惡、 也 3 若父政惡、 0) 0) 自論孝子之心耳、 後に、 句 が繋がれてい 如後通也」 此 惡教傷 如 此 後 如 則 通 後通 其 民 は孔安 也 る。 家 こと 也 若 寧 相

E

とで大きく二分され、

此

どういうことかといえば、

旧抄本論語義疏

で

は、

経と注と

たこの を裏付けている。もし論語義疏 章 V ついても、 私は旧抄本 較 格 検討 の異なる疏が混在することについて 抄本論語義疏の章末に、このような性 7 敦煌本 V 論語義疏と敦煌 るうちに気付 論 語疏の記 本部語 たこ 述 处は、 例として 疏とを比 こうし は

:

価を与えたい に た る疏と集解に 0) 原 倣 はずで、 型とい 9 て改めたとは と思う。 これ うも 办。 力。 0) を 気 わ (

た推 挙げ

測

考えるならば、

このような経

K

かか

る疏とはそれ

ぞ

n

别 0)

に

記

述され

7

い わ

付

五

0) 経

注

疏の体裁を注

疏

本

いた根本校正

本

校訂に 々

高

し、

評

可謂孝矣」下に移している。

或問曰……」

は経の「三年無改於父之道

て、 ればならない。 いては、 加えたのも、 て疏を繋ぐという形式に改めたことを という形式に近づくことになった。ただこの場合、 正本は敦煌本論語 って改めたとは考えにくいが、 のそれぞれ 四 集解の見出 9 の場合と違って、 まり経 その後に 武内博士も の下に また注 疏 L 注 した 疏 かし今敦煌本論語疏と比べると、 をまとめて前に置き、 疏 に の形式、 疏 カン すでに触 が 就本に倣 莊 繋が かわる経 根本遜志にそこまでの見通しが有 字を、 れ つまり経 れ ったものであろう。 7 とりあえず指摘しておく。 ているように誤りとし 注を提示して、 Į, 疏の見出しに「 た b いうのである。 ・注をまとめて前 0) 後に標起止 玄 注 これ 疏 疏を繋ぐ 疏 根本 を 本 前 そし なけ K 字を 用 0) 校 0) 形

Ξ

る。 から刊行されたもので、 も依拠し得るテキストと認められているのが、 現 和五十三年 校勘記と合せて大正十二年 在 であった武 論 語 義疏として最も容易に見ることができ、 角川書店) 内義 雄 後に武内義雄全集第一 博 士 に収められている。 0) (二九二三) 校訂された武内校本であ に大阪懐徳堂 当時、 論 語篇 懐 L カュ

武内博士は、論語義疏を校訂するに至る理由を論語義疏

余

の見る所の旧鈔皇疏は凡そ十種なり。

諸

本の首

校勘記 献じ、 を校刻 Ļ 以て今本に就き、 偉 漢 免れず。 知 寛延中、 な ٠ 不足斎叢書に入るるに及び り。 序に 振り仮名は一部を除き省いた。 晋諸儒 四庫 Ļ (武内義雄全集所収の金谷治氏訳 然れども其の刊する所は、 根 次 清商 本伯 の論語 VC 0) 著 ように記し 録 脩 の汪翼滄一本を購ひ帰りて以て遺書局 訂譌の際、 の学を窺ふを得たり。 せらる。 は足利学 T 旋ち翻 所蔵 1, て流 亦心を師として改竄せるを る。 の旧鈔本を得て皇疏 刻 布更に広く、 妄りに体式を更めて を経、 伯脩稽古の功、 による。 鮑氏が刊 士子みな し 十巻 ただ

経• 校訂 訂・刊刻を高 この序から明らか 注 の五項目 • 疏 の形式を改めた点を強く批判し 0) く評価しながらも、 うちち、 に なるの \equiv の疏 は の校訂 私が前 武内博士は根本 の態度と 章 ていることであ で 挙げ 一遜志の 至 た根本氏 0

る。

= 方法につい 巻所 武 内博 収 四号。 土 7 の中で詳 は、 「梁皇侃論語義疏に就いて」(支那学第三巻 後に「校論語義疏雑識」と改める。 論語義疏校訂に際しての問 細に論じられ ている。 そして、 題点及び その結 校訂 全集第 0

、校 (5)

る。

記

とし、諸本との対校の結果を校勘記として印行したのであ とあることからも明らかなように、いわゆる文明本論語 (文明九年〔一四七七〕抄、竜谷大学蔵。 校す。(論語義疏校勘記条例、金谷治氏訳による 最古と為す。今依拠して底本と為し、各本を取りて之を 完好にして年紀の得て詳かにすべき者は、文明本を以て 図二)を底本 義

文明本論語義疏

龍谷大学蔵

た。それは、私が底本とした武内校本に対して、対校した てきた。そしてその過程で、ある不可解なことに気付 くつかの旧抄本が一致して異なりを示す個所が現れたこ 未収の旧抄本論語義疏を主たる対象として、 私はここ数年、 武内校本を底本として、 とである。その例を、学而篇篇首 武内博士の 対校 な進 校

と諸旧抄本との間 明本論語義疏は対校 作業を進める際に、竜谷大学蔵 うであれば、 でいなかった。その理由はこれまで 同一の経 述べたところか 私は武内校本を底本として校 特に改めた個 文明本は武内校本の底本 ٠ 注・疏のはずである。 表一に示した武内校本 らも の十 所を除けば両 明ら の対象とは 例 か 0 な 異同 I で 考え の文 者 そ 5 あ K 0

ついても、

武内校本のそれはすべて

の論語與子而第一學あ 語義既奏第一 于功 等自学而至去 教具那堂侃

ら示そう。表一の武内校本と諸旧抄 皇侃疏と、学而時習之章の皇侃疏か

本の欄がそれである。

底本の文明本に由来するもので底本の文明本に由来するものである文明本を閲覧し、これらのある文明本を閲覧し、これらのある文明本を閲覧し、これらのかであるが、場合ないで、特異なテキストであれを、上の旧抄本及び武内校本れを、上の旧抄本及び武力がであるが、(1)から(1)の例につかであるが、(1)から(1)の例につかであるが、(1)から(1)の例につかであるが、(1)から(1)の例につかであるが、(1)から(1)の例につ	(II)(10) (9)(8) 积1日,100 (9)(8) 和1日,100 (9)(8) 和1日,100 (9)(8) 和1日,100 (10) 和1日,100	(7)(6)(b)(4)(3)(2)(1) 上則然能招別 無對話問 明然 招朋 一 明然 招朋 明然 日 明然 日 明然 日 明然 日 明然 日 明然 日 明 所 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
いて、(3)を除いて、文明本に旧抄本のなかでのと考えていた。後に機会である。そし異同を調査することができ間である。そしと比べていただければ明らいて、(3)を除いて、文明本は旧抄本のなかでのであると考えていた。後に機会である。とができるとができるといっただければ明らいて、(3)を除いて、文明本は旧抄本のなかである。	平 二 6 句無 1 人 稱 也 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	多介為科段 三年數男女不同 一年數男女不同 一年數男女不同 一年數男女不同 一年數男女不同 一年數男女不同 一年數男女不同
で見るならば、武内校 の異同となるのであ の異同となるのであ の異同となるのであ	上年教男女不同席 し	型熟苦而期 成
して、武内校本とは異なっているの内校本と諸旧抄本との間に存在した異校本と諸旧抄本との間に存在した異校本と諸旧抄本との間に存在した異	叔語也 凡注無姓名者皆是何平 君子有德之稱也 同得講習在 我 此第二段明取友交也	世年男女不同席 然後能為君 於指朋聚友之由也 而者因仍也 一面以學而最先者 一面以學而最先者

けれ Ċ れば、 ts 明 ということ、 が は異なる系統 9 カコ ts 即 そこで、 ち 0 テキ 校訂 表一に示 ス 0) 過 ŀ が混 程 K 気し お L 15 7 たと見な 武 内

Vi K の字句を論 Ċ 本校正 \$ 本と一致するのである。 話 0 義 根 疏 本 のテキスト 校正 本 Ó 欄を見 に探してみると、 根本校正本の異 7 い ただきた それ た武 百 は 表一 まさ K 9

に際してその底本である足利本を改めた個所として、

の十

例を検討

してみよう。

(1)と(2)は、

根本校正本

が

校訂

すで

本校正-存 K ることはできな 在 触 すべての旧抄本(もちろん文明本を含めて) される個 するの れ 本が 本の文明 たもので 底本である足利 で、 所で、 水に 斌 ある。 內校本 V (4)依 ずれも (3)か 9 たとも 6 が 根 本 (10)9 本校正 を自 武内校本と一 K V, 9 7 Į, える。 らの いて は、 9本 ۲ は 意をもって改 今、 依 0) 致してい (1)(2)と同 9 旬 たとも は文明 い ずれ が為政 と決め 3 様 し、 本 える たと K K 篇 (11) 根 \$

校本が、

諸旧

抄

更に

は自

らの

底本で

もある文明

は、 本

当然といえば当

然である。

表

<u>ー</u>に

示し 本と

\$

0

であることが

明

6

カュ

とな

5

た。

た武内校本と旧 も異同を示すの

抄本との異

同

は

0)

よう

して生

に注 吾十有五章下に繋いでいる疏である。それに対して、 B そして、 して、 人有所不知、 凡例的 これ 知 な疏 武 而 を集解 内 不 一校本に 君子不慍之也」に注 であるこの K 不亦君子乎」 お お ける Vi 旬 7 な 何 P 曼 為 注 ۲ 下 者 0) 政 0) 0) 位 篇 初 の名が無いこと 置 出 集 からここ 解 K で ある 疏 がある と判 K 本 移

しつ断

50 ということは、 根本校正本に依っ たことは 眀 6 办字 で あ ろ

て、 L ф<u>,</u> 校訂結果が入りこんでしまっ IE ることは、 である。 本と一 以上 ながらも、 根本校正 根本校正本も用いられたと見ない そし 致する すでに 根本 本 てその結 とい 触れ 遜志 例 旧抄本 中 うこ 果が、 た。 0 0 判 $\dot{+}$ その کے 0 断 例 武内校 ひとつである足利 は によってその疏文を改 たということに K 改めた個所を引き継 9 武内校本 UX 本 て わけに Ó 中 武 K 0 内 なる 校訂 根 は 校 本 本 本 のだ 校 を カン が 底 3 IE 15 根 本 たろう とし 7 本 本

校本 のである。 根本校正本と一致しなが ところで、 は 根 表二に n 9 テーテル 1 7 P た例 5 底本で 表一に は、 武 挙げ (内校 ある文明 to 本 例 が 元本と異 諸 同 抄 U < 本 なるも 武

は、 本校正 るの た可 武 本に 内校本は 能性 か 依 とい ったも えば、 有 根本校正本が る 0 のと思わ で 必ずしもそうとば 前表とは分けて 改 れ るが、 3 た 個 IE 所をすべ お 办 抄 本

取

り込んで

ŋ

そ

れで

かい vc

J

(4)(3)(2)(1)(2)(1)京(2)(1)(2)(1)京(2)(1)(3)(2)京(3)(2)(1)(3)(2)京(3)(2)(1)(3)(2)京(3)(2)(1)(3)(2)京(3)(2)(1)(3)(2)京(3)(2)(1)(3)(2)京(3)(2)(1)(3)(2)京(3)(3)(2)(1)(3)(2)(2)京(4)(3)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)
而得之不乎qua 10b6 10b2 10b2 10b6 10b2 10b2 10b2 10b6 10b2 10b2 10b2 10b6 10b2 10b6 10b2 10b6 10b2 10b2 10b6 10b2 10b2 10b2 10b2 10b2 10b2 10b2 10b2
大
1006 蘇
自同同日上 抄本 文明 自得以 知 自
同同同同 諸
明自得以試
於懷為才
求孔曾
香藤 将

その可否を指摘している場合もあるのである。
えないようで、時に校勘記に根本校正本の異同について、

本にはこのような場合もあるということで示した。 であって、 は根本校正本に従わずに、底本である文明本に従ってい 字句を改めたものである。しかし、武内校本はこの場合に 表三に示した例は、これまでの例と同じく根本校正本が 特に例示する必要のないものであるが、 底本と校訂本の関係としては、これが通 武内校 常の形

が、

訂結果を取り込んでしまっている。

この場合、

武内博士

である。

有り得ない。その点は、先に示した、武内博士の論語義疏

根本校正本の校訂を評価してここに取り入れることは

らの論語義疏校本は旧抄本に本づくことを示しているはず ず」と記したことは、 態度について「訂譌の際、 武内義雄博士が校勘記の序に それにもかかわらず、 根本校正本の校訂結果を否定し、自 亦心を師として改竄せるを免れ 武内校本は根本校正本の校 . お いて、 根本校正本の校訂

のような疑義を提出するのである。 である文明本、及び根本校正本とを比較した結果から、こ いては、今となっては知る術もない。武内校本とその底本 の校訂作業が具体的にどのような手順で進められたかにつ 方法通りには行なわれなかったのであろう。 らも明らかである。 を校訂する際の方法を示した論文 ただ、武内博士の校訂は、その示した 及び「校勘記条例」 もちろん、 カュ

のである。 ようには見えないが、まったく無いわけではないし、時に 十数カ所に上ばるのである。 まったと思われる。 もって改めた根本校正本の のであるにもかかわらず、校訂の過程で、 て、それにいくつかの旧抄本論語義疏を参照し校訂したも 以上述べてきたように、武内校本は文明本を底本とし 文明本以外の旧抄本によったと思われる個所も見える それは学而篇の疏にとりわけ多く、 「校正」個所をも取り入れてし ただ他の篇ではそれほど多い 根本遜志が意を

内校本とい してみた。 抄本論 語義疏に本づいて校訂された、 ら二種の校本に ついて、その特長、 根本校正本と武 性格を紹介

> 問題点として指摘できるのである。 (記) まい、底本である文明本と異なる個所が存在することが、 がら、 式を、 自らの意によって改めたという点が指摘できる。 武内校本については、 根本校正本の問題点としては、 疏については、 注疏本の体裁に倣って改めたということと、 なぜか根本校正本の影響を受けてし 形式などは文明本に忠実に従いな 旧抄本の経 注 疏文を 疏の形

(1) 敦煌本論語疏の概略及び経文については、 を中心として――」(東京外国語大学論集 照、また硫文については、C「敦煌本論語硫について出 心として――」(東京外国語大学論集 釈」については、B「敦煌本論語疏について――「通釈」を中 第三十八集 《论语皇疏》 を参照。敦煌本論語疏を「讲经提纲」と見るのが李方「唐写本 論語疏について――経文を中心として――」(日本中国学会報 である。この論文についての卑見は、 的性质及其相关问题」(文物 昭和六十一年十月)を参照、また疏中の所謂 36 一九八六年)を参 いずれ発表する予定 39 一九八八年 拙稿A「敦煌本 一九八九年)

3 2 る。 刊記に「根本八右衛門校正」とあるのは、 この点については、 1 に示した拙稿Cを参照。 初刻本のみであ

である。

敦煌本論語疏には「此如後通也」という疏は無く、 「或問

也」という疏のみ、この章の末尾に置かれていることが、この Ę ような推測を襲付けるであろう。 答父政之善、則不改……其家相邑宰自行之事、 無關孝子

- 5 て、このように改めるべきでないことは、当然のことであろ に気付いたのであろうか。ただし、旧抄本論語義疏の校訂とし 吟味する必要が生じたと思われる。その吟味の過程でこのこと めたので、疏について経にかかわる疏か、注にかかわる疏かを 校正本では経・注・疏を注疏本に倣って標起止を置く形式に改 根本遜志が疏の性格の差に気付いた理由を考えると、
- の視点から卑見を発表する予定である。 で最も古いのかどうかには異論がある。この点については、 古のものである。しかし、現存する室町時代抄写の旧抄本の中 文明本は、旧抄本論語義疏の中では抄写時期を明記する最 別

6

- 7 8 二五巻 昭和四九年三月)として発表。またここでいう諸旧抄 本とは、上記論文の「まえがき」に示すものである。 は「論語義疏學而篇札記」(鹿児島大学教育学部研究紀要 本稿と関連する学而篇の武内校本と諸旧抄本との対校結果 第
- 合、校勘記にその旨を記している。表に挙げた十一例は、 七十六例あり、その内の十一例であるから、 記に何の記載もないから、底本のままのはずである。 またこの十一例という数であるが、 武内校本では、底本である文明本を他本によって改めた場 学而篇篇首の皇侃疏と学而時習之章の皇侃疏の範囲で 武内校本と諸旧抄本との かなり高い頻度数

といえよう。

- (9) 旧抄本の中で、文明本と足利本にこの「而者因仍也」の句 (1) この疏は、敦煌本論語疏においても、 かも知れない。 にある。学而篇のこの集解は、原来、何晏の注ではなかったの て改めたのではなくて、その底本の足利本に従ったのである。 がある。根本校正本にこの句が有るのは、 為政篇吾十有五章下 根本遜志が意をもっ
- 11 「忠中也」に従いながら、根本校正本が「忠中心也」とするこ 仁篇疏又云、忠謂盡中心也、 とについて、校勘記で「根本本中下有心字、文明本無、 例えば、学而篇吾日三省吾身章で、武内校本は文明 則根本本有心字於義爲優、 今姑仍 本 0
- 12 に、底本の選択にいかに注意を払わねばならないかということ 校の対象としなければならないことになった。校勘記を作る際 その結果、武内校本を底本とした校勘記で、文明本をも対

其舊」というのがそれである。

である。

東京外国語大学)